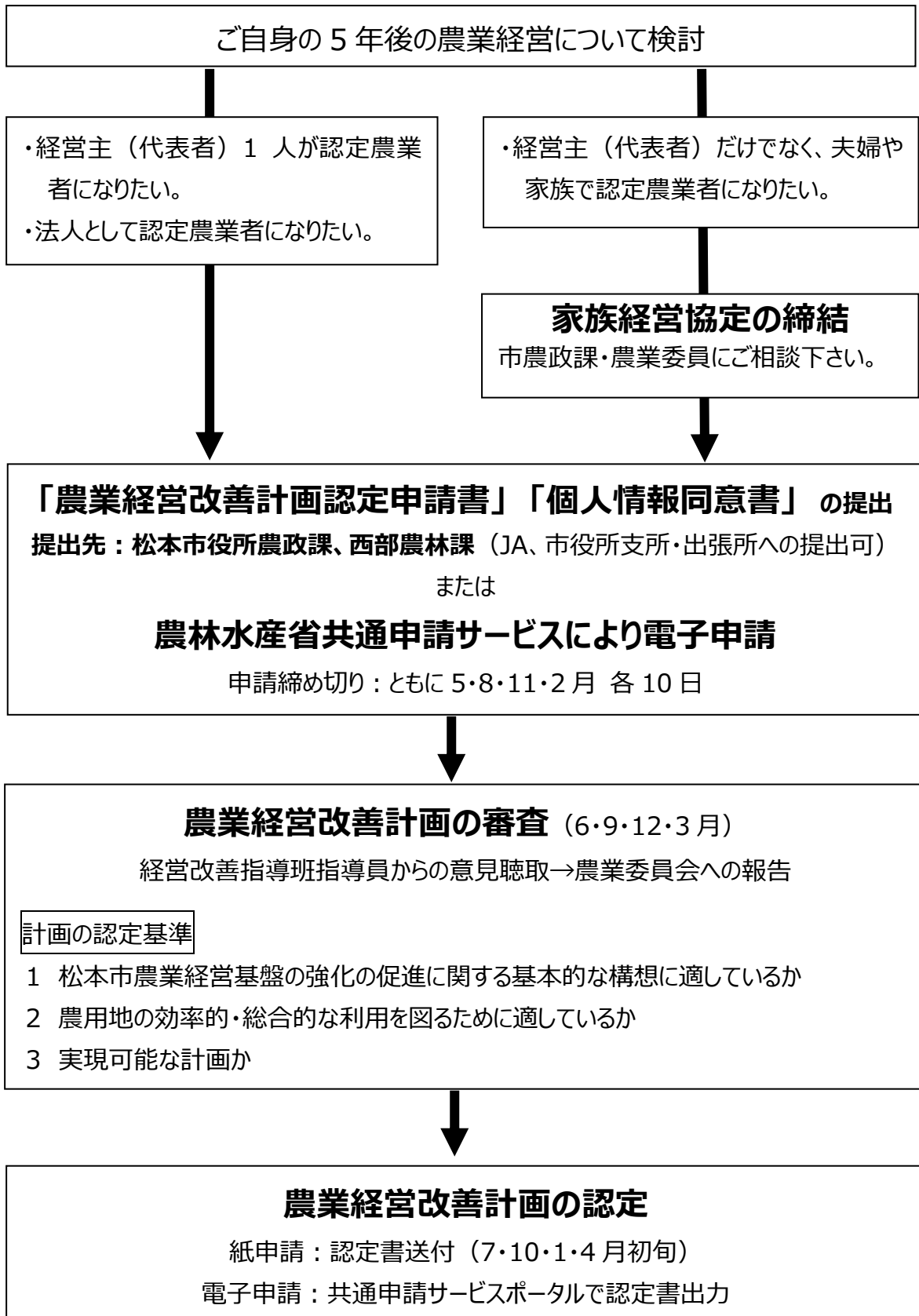


松本市における農業経営改善計画認定申請の流れ



認定農業者とは

1 認定農業者の概要

認定農業者とは、農業経営の改善を行うための「農業経営改善計画」を作成・提出し、松本市に認定された方のことです。

計画を作ることで現在の経営状況を見つめなおすことができ、認定後は各種補助や融資を受けることもできます。

2 認定の対象

農業経営のスペシャリストを目指し、地域の農業を担う意欲のある方であれば、どなたでも認定の対象となります。

(1) 性別

男女の性別は問いません。

(2) 年齢

年齢制限はありません。

(3) 専業・兼業、経営規模の大・小

兼業農家の方や新規に就農する方、経営規模が小さい方でも、基準を満たし、5年後に一定の収入が得られる計画を作成できれば認定の対象となります。